

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物^{*}は、景観を形成する重要な要素のひとつであり、建築物や工作物に関する行為の制限^{*}に併せて、屋外広告物^{*}の表示及び屋外広告物^{*}を掲出する物件の設置に関する行為の制限^{*}に関する事項を定める。

第1節 基本的事項

屋外広告物^{*}の表示及び屋外広告物^{*}を掲出する物件の設置については、新発田城をはじめとする歴史的景観や山々への眺望などの自然景観との調和を図るため、景観計画区域^{*}のうち必要な区域について形態^{*}、意匠^{*}、面積、色彩^{*}、高さ等の表示及び設置を制限する。

第2節 重点的に景観形成を図る区域における事項

「歴史景観エリア」の歴史景観重要道路^{*}沿いについては、重点的に景観形成を図る区域として特に高さや色彩^{*}の表示及び設置に留意し、歴史的景観との調和を図る。